

免責を求める前にやるべきことがあるのでは？



「生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」 12月定例会議案から

12月定例会に議案第85号「生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」が提出されました。この議案は、市長や職員などが市に対して損害賠償責任を負った場合、その原因となった行為が故意でなく重大な過失もない場合は、損害賠償金の一部を免責するというものです。

市長や職員の心理的負担が軽くなり、事務執行にあたっての萎縮効果が低減されるという説明ですが、不適正な事務処理への抑止効果が維持されなくなるなど市民にとってのマイナス面が大きく、塩見は反対しましたが、賛成多数で可決しました。

損害賠償金に上限を設ける

平成29年の地方自治法の改正で、制定が可能になった条例ですが、この条例を制定すると、市長や職員らが支払う損害賠償金は、それぞれ【表1】の金額が上限となり、それを超える金額が免責されます。

【表1 損害賠償金の上限】

イ 市長	基準給与年額の6倍
ロ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の4倍
ハ 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長	基準給与年額の2倍
ニ 職員（ロ、ハの職員を除く）	基準給与年額の1倍

たとえば、基準給与年額400万円の職員がプールの排水弁をうっかり閉め忘れてしまい、市が職員に損害賠償を請求し

た場合でも基準給与年額を超える200万円については免責され、市は損害を回復できなくなり、それは、住民の負担となります。

なくても困らない一部免責条例

たしかに、うっかりミスで職員個人に多額の損害賠償を負わせるのは酷な話です。だからといって市が損害賠償請求しなかった場合、「請求せよ」と住民訴訟になる可能性があります。しかし、そうなった場合でも、議会が請求権の放棄を議決すれば、訴訟中であっても一部と言わず全額を免責することも可能で、この条例がなければ免責できないというわけではありません。

あえて本条例を制定するのは、議決を経ずに、市長専決で免責できるということでしょうが、議会も市民理解が得られるような免責かどうか、案件ごとに責任をもって判断すべきです。

ミスをなくすための取組はなし

免責で市の損失が回復できなくなる以上、併せて、不注意による損失を回避す

■生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について採決結果

（吉村議長は採決に加わらず。敬称略。）

賛成 12	浜田・竹内（以上、日本共産党）、 恵比須・成田・山下（以上、生駒市議会公明党）、片山・森・橋本（以上、絆）、中嶋・中尾（以上、無所属の会）、伊木・高杉（以上、無会派）
反対 9	白本・改正（以上、絆）、梶井・辰巳・芦谷（以上 日本維新の会）、 神山・塩見（以上 無所属の会）、 福中・加藤（以上 無会派）

る体制づくりなど、業務の適性を確保するしくみ（内部統制）をパッケージとして整備すべきです。しかし、生駒市は、毎年監査委員から内部統制の方針の策定を意見されながらずっと放置しています。行政にとって都合のいい免責だけ求めるのは虫のいい話です。

住民訴訟の効果が低下するおそれ

また、住民訴訟は、地方自治法の本旨に基づき法律によって特別に認められた参政権の一種で、行政の不適正な事務処理を抑制し、自治体が被った損害を回復する役割を果たしてきましたが、本条例によってせっかく回復させた損失が免責されてしまうと、住民の行政に対する監査意欲を削いでしまうおそれがあります。

生駒に観光案内所？

生駒市一般会計補正予算から②

補正予算案には、昨年12月末に閉鎖したアンテナショップ「おちやせん」の閉鎖に伴い、その空スペースを使い、観光案内業務、ベルテラスの受付業務などを含む地域活性化に資する事業を展開するとして、令和11年度までの事業委託費1,477万円の債務負担行為も含まれています。

数々の観光資源がある自治体ならともかく、目的が明確にあって来訪されるハイカーの多い生駒市で観光案内所にどれほどの需要があるのでしょうか？プロポーザルで新たな事業者を選定しますが、主目的の観光案内業務以外で頑張っていたりかありません。



【写真】閉店前のおちやせん

市長の決断のブレの結末は…



生駒市一般会計補正予算から①

市民活動推進センターからポートをセイセイビルに移転する計画が市長の決断がブレた結果、白紙になったことは前号のニュースレターでお伝えしましたが、代わって、現在生駒駅北側のもやい館にあるテレワーク&インキュベーションセンターイコマドを拡張するとして、その令和11年度までの指定管理料2,942.7万円の債務負担行為の設定を含む補正予算案が12月議会に提

出されました。指定管理期間は令和7年4月からですが、本来ならば指定管理者候補も決まって、半年前の議会には指定管理者指定議案が出てきていないといけません。補正予算案が可決後、プロポーザルで指定管理者を選考することになりますが、仮に3月議会で指定管理者指定議案が否決になったりすればどうするつもりなのでしょう？

「東の●●、西の生駒」！ 続く生活保護事務訴訟



12月定例会一般質問 ①

生活保護の障害者加算金を受けていた女性が、精神障害者保健福祉手帳を“うっかり”失効していた期間に支払われた障害者加算99,720円を「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と、手帳更新後に支給された障害者加算から返還させたのは違法だとして令和6年5月に生駒市が提訴された訴訟で、市は原告女性の請求棄却を求めていたにも関わらず、訴訟係属中の10月25日に加算相当額に利子を付して原告女性に返金していたことが昨年11月に新聞で報じられました。訴訟係属中に返金することは異例であり、返金の有無と理由を質しました。

返金は事実と認める

報道では、市は、返金の有無について回答を避けていましたが、塩見の質問に対して事実と認めました。医療機関に原告女性の症状を調査した結果、改善していないことが判明したため、訴訟とは関係なく通常の行政事務として返金し、それゆえ議会にも報告しなかったということでしたが、その一方で、調査結果が6月17日に出してから返金まで4か月以上も要しています。裁判に影響が出るかもしれないと顧問弁護士への相談や理事者協議に時間を要したとのことですが、通常の事務と言うのであれば、粛々と返金すべきでした。訴訟では、引き続き慰謝料について争われるとのことでした。

あまりに事務的すぎる手続き

市は、障害者手帳の失効後3か月の猶予期間を過ぎると事務的に加算を切っていたとのことでしたが、手帳が更新され

ていないからといって障害の状態が良くなったということにはなりません。加算を切る前に当事者にきちんと向き合って調査していれば、このようなことにはならなかったのではないのでしょうか。

“うっかり”失効を防ぐ手立ては？

失効した手帳の再交付のための手続きに要する労力と時間は当事者、行政双方にとってマイナスです。人為的なミスを防ぐ手立てとしてデジタルを活用すべきとの意見に対して、市からは、現在構築中の重層的支援システムにおいて、システム会社と調整しているとの答弁がありました。

福祉行政の役割は？

また、市は、手帳失効期間中の障害者加算金を「本人が望んだから」と、国からの支援給付金等からまとめて返還させていました。しかし、いくらご本人が望

相次ぐ生駒市の生活保護事務関係訴訟

- 令和3年4月～令和6年5月 生活保護申請却下処分取消訴訟(のちに国賠請求に切替え)
- 令和5年11月～ 生活保護費違法返還請求訴訟(生活保護業務の遡及年金の取扱誤り)
- 令和6年5月～ 障害者加算違法返還請求訴訟

んでも、当事者一人ひとりの状態に合わせて無理なく生活を送れるようにするのが福祉行政の役割ではないでしょうか。この指摘に対し、市からは、今後、このような返還のさせ方はしないと答弁がありました。

東の●●、西の生駒

生駒市は、2年前には生活保護業務の遡及年金の取扱い誤りが発覚し、現在住民訴訟になっています。また、昨年5月30日には生活保護の申請却下は違法との判決を受けて市が慰謝料を支払ったばかりです。生活保護行政の事務に関する訴訟が続いており、福祉業界では、水際作戦をしていると名高い関東の自治体と並び評されて「東の●●、西の生駒」と不名誉なレッテルを貼られる始末です。汚名を返上できるよう、当事者の生活を丁寧に見たうえで支援を行える信頼ある保護行政に改めていただきたいものです。

市長、警察に捜査依頼



公益通報制度の目的を理解しているのか？

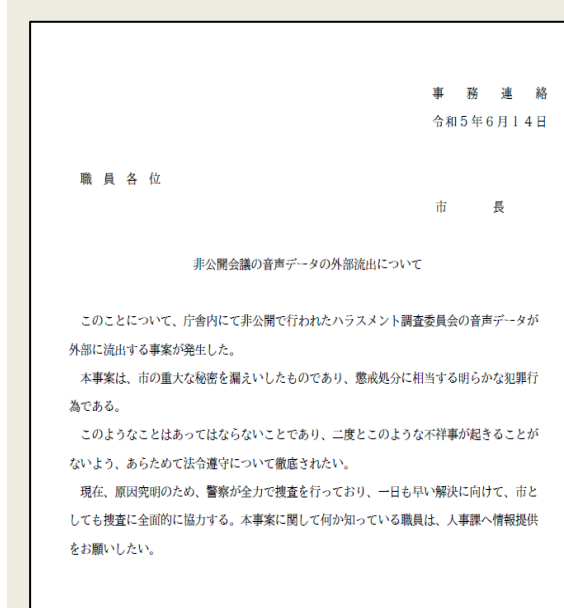
12月定例会一般質問 ②

令和5年6月8日前後に議員数名に宛ててハラスメント調査委員会の音声データのURLを付したメールや封書が送られてきましたが、小紫市長は、これを秘密漏洩として警察に捜査依頼していたことが、同月14日に発出した「非公開会議の音声データの外部流出について」と題する事務連絡から明らかになりました。

音声からは中立的であるべきハラスメント調査委員会の事務局職員が審査委員に対して、その認定を左右しかねない発言をしていることが知れましたが、市長は、公益通報者保護法の対象となる法令

の違法行為に該当せず、生駒市法令遵守推進条例が規定する公益通報窓口に対する通報でもなかったため、保護対象ではないと判断し、懲戒処分に対応する犯罪行為であると警察に捜査依頼したとのことでした。

市や市の公益通報先が信頼されていないからこそ議員への公益通報に至っていると考えられますが、公益通報者を守るという法や条例の趣旨を排除し、警察に「犯人捜し」を依頼する今の生駒市行政です。このような対応では職員は萎縮するばかりで、市の事務の改善に繋がると



【図】警察に捜査依頼していたと知れる市長発出の事務連絡

は到底思えません。通報者保護の視点に立った公益通報保護条例をきちんと制定すべきです。